

2014.8

CSR トピックス <2014 No.5>

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2014 年 6 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介します。

<CSR 調達>

○トヨタ自動車が紛争鉱物問題に対する取組を公表

（参考情報：2014 年 6 月 2 日付 同社 HP）

トヨタ自動車は、2014 年 6 月 2 日、自社 HP 上で、米国証券取引委員会へ提出した 2013 年度の紛争鉱物報告書を公表した。

同社では、2013 年 5 月から実施する全ての事業における国内外の 7,000 社を超えるサプライヤーに対し、紛争鉱物の使用状況についてサプライチェーンを遡った本格的調査を開始。同報告書では、上記調査結果についても記されている。

同社は、米国政府・業界団体・市民団体等による「責任ある鉱物取引のための官民連携（The Public-Private Alliance for Responsible Minerals Trade）」に参画しており、今後も、主要なサプライヤーへの「責任ある資源・原材料の調達」活動に対する継続的な要請に加え、紛争鉱物に関する認知度・理解度向上の啓発活動を実施するとしている。

<コンプライアンス>

○金融庁が「インサイダー取引規制に関する Q&A」への設問を追加

（参考情報：2014 年 6 月 27 日付 金融庁 HP）

金融庁と証券取引等監視委員会は、2014 年 6 月 27 日、「インサイダー取引規制に関する Q&A（2008 年 11 月 18 日公表）」に自社株取引に関する設問を追加したことを発表した。

これは、2013 年 12 月 13 日、「金融・資本市場活性化に向けての提言」として示された「インサイダー取引規制との関連で、上場会社の役職員等が持株保有に過度に慎重になっているとの指摘もみられる。社内ルールの見直しの働き掛けや、インサイダー取引規制の見直し等が必要と考えられる。」との意見を踏まえ、当局としての方針を公表したもの。

このなかで、業務上の重要情報を知っている、もしくは知りうる立場にいる者が自社株式を売買すること自体がインサイダー取引となるわけではなく、「不正利得を得る意図が無い取引（重要事実を知ったことと無関係に株式の売買が行われたもの）」であることが明確な場合は、インサイダー取引には該当しないことが示された。

<労働安全衛生>

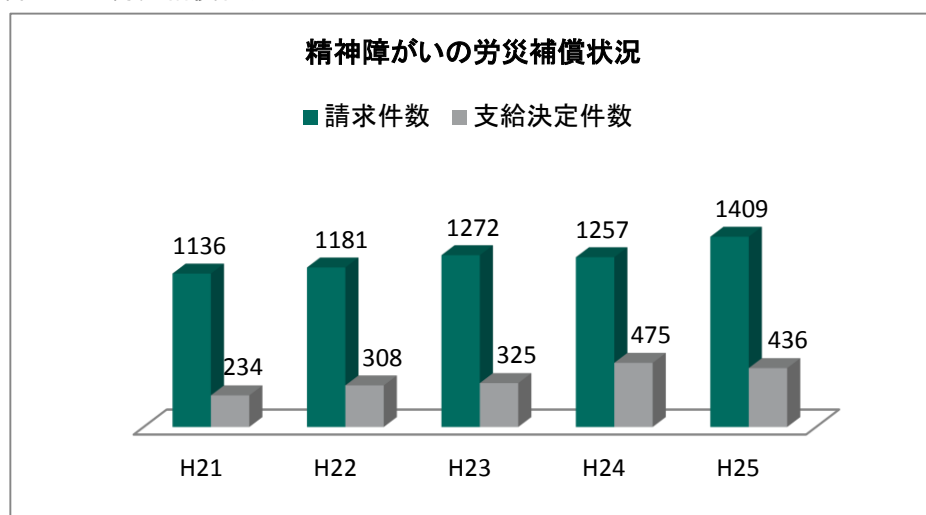
○厚生労働省が平成 25 年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を公表

（参考情報：2014 年 6 月 27 日付 厚生労働省 HP）

厚生労働省は、2014 年 6 月 27 日、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレス等が原因で発病した精神障がい（こころの病気）の状況およびその労災補償状況について取りまとめた結果を公表した。

とりわけ、精神障がいに関する事案の労災請求件数は、1,409 件（前年度比 152 件増）で過去最多。支給決定件数は、436 件（前年度比 39 件減）で 4 年ぶりに減少したが、依然高止まりとなっている。

<精神障がいの労災補償状況>



厚生労働省「精神障害に関する事案の労災補償状況」をもとにインターリスク総研作成

<健康>

○武田薬品とサノフィが糖尿病領域における啓発活動等において協力・提携することを発表

（参考情報：2014 年 6 月 30 日付 武田薬品工業株式会社 HP）

武田薬品工業は、2014 年 6 月 30 日、サノフィ*と日本国内の糖尿病領域における啓発活動等に関する協力体制につき、契約を締結したことを発表した。

両社は、長年にわたり多くの糖尿病治療薬を開発・販売しており、本協力体制により、医療関係者に対し、多様な病態に応じた治療提案や以下のような情報提供を行うことができるとしている。

- ・一般市民への糖尿病の疾患知識および糖尿病発症予防のための生活習慣の改善の啓発
- ・糖尿病患者への食事・運動療法の重要性、適正な服薬に関する情報提供によるサポート
- ・医療関係者への糖尿病診療における総合的な情報提供

*サノフィ株式会社:

医薬品製造販売を行うサノフィ・グループ（フランス）の日本法人。

<コーポレート・ガバナンス>

○経済産業省が「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」の中間とりまとめとガイドラインを公表

（参考情報：2014 年 6 月 30 日付 経済産業省 HP）

経済産業省は、2014 年 6 月 30 日、コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会において、「社外役員を含む非業務執行役員に期待される役割・サポート体制等に関する中間取りまとめ」および「社外役員等に関するガイドライン」を公表した。

中間とりまとめでは、社外役員のベストプラクティスと、そこから得られる示唆がまとめられている。また、社外役員等に対する企業側のサポート体制としては、人的・経済的支援だけでなく

く、情報提供等に関する支援および社外役員同士の連携の重要性にも触れている。

ガイドラインは、本中間取りまとめのサマリーとして、社外役員等の導入・活用に際し、手軽に参照できるツールとして策定されている。

海外トピックス：2014年5,6月に公開された海外のCSR等に関する主な動向をご紹介します。

＜社会貢献＞

○ティンバーランド、従業員の社会貢献活動が100万時間達成

（参考情報：2014年5月15日付 同社HP）

アウトドアグッズ大手の Timberland（ティンバーランド）は、従業員が行うボランティア活動の累計時間が100万時間を超えたことを発表した。

同社のCSR活動は、1992年に立ち上げた、Path of Service というプログラムに始まった。同プログラムでは、従業員に対し、地域社会での有益で持続可能な活動を行うための時間が、有給で最高40時間分与えられる。

同社は、少なくとも32ヶ国において約4,000ものプロジェクトを行ってきており、主な活動内容は以下の通り。

- ・2000年以来、世界各地で500万本の植樹を実施
- ・自然災害で大きな被害を受けた地域において、国際NGOのHabitat for Humanityと協力し14棟の家屋を建設
- ・インド、ベトナム、ドミニカ共和国において、計6塔の給水塔を建設し、きれいな飲料水を提供

＜CSR＞

○国連グローバル・コンパクト、2013年度の活動報告書を公表

（参考情報：2014年6月2日付 国連グローバル・コンパクトHP）

国連グローバル・コンパクト（以下、国連GC）は、2013年度の活動報告書を公表した。同報告書には国連GCのこれまでの実績や主たる活動内容、パートナー、ガバナンス状況などについてまとめられている。

2013年の主な実績は、以下の通りであった。

- ・3年に1度開催されるGlobal Compact Leaders Summit（グローバル・コンパクト・リーダーズ・サミット）やCOP19でのCaring for Climate Business Forum（気候変動対策ビジネスフォーラム）など、45のイベントを開催
- ・腐敗防止や気候変動、エネルギー問題、水問題などの社会課題に対処するためのパートナーシップや共同アクションを束ねるUN Global Compact Business Partnership Hub（国連グローバル・コンパクト・ビジネス・パートナーシップ・ハブ）を新たに設立

同報告書によれば、2013年の新規署名組織数は2011年をピークに2年連続減少しているものの、総署名数は毎年着実に増加し続けており、2013年12月31日時点で世界145ヶ国から7,950の企業と4,119の非営利組織（NGO・教育機関など）、合わせて約12,000の組織が署名している。近年は特に非営利組織の割合も高まっている。

<CSR>

○欧州委員会が国連の持続可能な開発目標に関する政策文書を採択

(参考情報：2014年6月2日付 欧州委員会 HP)

欧州委員会は、ミレニアム開発目標*を引き継ぐことになる持続可能な開発目標に関する国際交渉において、EUの立場を確認することを目的にした政策文書を採択した。政策文書の主な内容は以下の通り。

- ・優先すべき課題として、「貧困」、「不平等」、「健康」、「食糧確保」、「教育」、「ジェンダー」、「水・衛生」、「持続可能なエネルギー」、「ディーセントワーク」（働きがいのある人間らしい仕事）、「持続可能な成長」、「持続可能な消費と生産」、「生物多様性」、「海洋や土壌の汚染」を選定
- ・目標達成にあたっては、平等や民主主義、平和な社会や非暴力などの考えに基づいて取り組む

政策文書は、今後、EU理事会とEU議会において議論され、その結果は国連により今年作成される2015年以降のフレームワークに関する報告書に反映される予定。

*ミレニアム開発目標：

2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめたもの。達成すべき目標として、以下の8つを掲げている。

- ①極度の貧困と飢餓の撲滅
- ②初等教育の完全普及の達成
- ③ジェンダー平等推進と女性の地位向上
- ④乳幼児死亡率の改善
- ⑤妊産婦の健康の改善
- ⑥HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
- ⑦環境の持続可能性確保
- ⑧開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

<環境>

○コカ・コーラ、1,085億リットルの水を自然界などに還元

(参考情報：2014年6月5日付 同社 HP)

コカ・コーラおよびボトラー各社は、同社が掲げている水資源保護目標に対する2013年の実績を発表した。

同社は「2020年までに、製造過程および最終製品において使用された水と同等の量の水をコミュニティおよび自然界に対して安全な形で返す」という目標を掲げており、ボトラー各社と協力して様々な活動に取り組んでいる。

「Water Neutrality（ウォーター・ニュートラリティ）」と呼ばれる同社の取組は、水資源保護、取水（使用量の管理や水源エリアの降水量の確認など）、水質管理、効率的利用、排水管理という5つの取組を通じて水資源の循環システムを作り上げることを目標とし、2013年においては、同年に販売された最終製品に使用された水の約68%に相当する水資源を還元することに成功した。現在までに、100カ国以上の地域で展開された509のプロジェクトを通じて、合計約1,085億リットルの水資源を還元したことになる、としている。

<CSR>

OPRIに署名している機関投資家の運用残高が45兆ドルを突破

(参考情報：2014年6月19日付 同社HP)

PRI(責任投資原則)*は、PRIに署名している機関投資家の運用残高が45兆ドルを突破、また、署名機関も1,260以上となっていることを発表した。

運用残高増加の背景は、最新の株式市場の動向に加え、2013年4月以降だけで、海外大学基金、投資銀行、年金基金等を含む200件もの新たな署名機関が登録されたことが挙げられる。なお、日本の署名機関は、2014年1月時点で29社(全体の約2%)である。

*PRI(責任投資原則)：

2006年に、アナン国連事務総長(当時)により提唱された「ESG(環境:Environment、社会:Social、企業統治:Corporate Governance)」の課題を投資の意思決定に取り込むためのイニシアチブであり、6つの原則を定めている。

【PRI 6つの原則】

1. 投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます
2. 活動的な株式所有者になり、株式の所有方針と所有習慣にESG問題を組み入れます
3. 投資対象の主体に対してESG問題について適切な開示を求めます
4. 資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います
5. 本原則を実行する際の効果を高めるために、協同します
6. 本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

Q&A：CSR等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

昨今、企業集団におけるリスク管理の重要性がますます高くなっています。純粹持株会社体制下における実践のポイントを教えてください。

Answer

1. 親会社の責任

親会社は企業集団のリスク管理態勢を構築する責任を負っています。会社法では、企業の内部統制システム(=リスク管理体制)の構築に関する以下の事項を取締役会の専任事項として定めています(会社法362条4項、会社法施行規則100条1項)。

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)～(4)までが企業単体での内部統制システムを定めているのに対し、(5)は企業集団についても適切な内部統制システムを構築することを要請しています。

なお、本年6月に成立した改正会社法において、(5)は会社法本文に、「株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備」(改正会社法348条3項4号、362条4項6号、416条1項1号ホ)として定められることから、企業集団における内部統制は一層重視されることがうかがえます。

2. 持株会社の特性

持株会社とは、他の株式会社の株式を多数保有することにより、当該株式発行会社を支配することを目的とする会社を指し、「子会社の株式の取得価格の合計額の、当該会社の総資産に対する割合が 50/100 を超える会社」と定義（独占禁止法 9 条 4 項 1 号）されています。持株会社制度を採用することのメリット・デメリットとして以下の点が挙げられます。

【メリット】

- ・ グループ全体の戦略検討・管理業務（持株会社）と事業の遂行（グループ各社）に分離することにより経営効率性の向上が期待できる
- ・ 事業会社ごとに労働条件や賃金体系を設定することができ、M&A、事業譲渡等の大規模な経営構造変革が比較的容易にできる 等

【デメリット】

- ・ 独立性の強い事業子会社が増えることによるグループとしての一体感の欠如や間接部門のコストの増加 等

持株会社には、純粋持株会社と事業持株会社の 2 つの形態があります。この 2 つの一番大きな違いは、持株会社が事業を実施しているか否かということです。事業持株会社は事業を行いつつ、グループ各社の管理も行うのに対し、純粋持株会社は事業を行わず、グループ全体の戦略検討や管理業務を専業で行うという特色があります。純粋持株会社のリスク管理の在り方を考える上では、かかる特色の違いを念頭に置く必要があります。

3. グループリスク管理実践のポイント

前述の通り、純粋持株会社はグループ全体の戦略検討や管理業務に専念するため、リスク管理の旗振りも重要な業務の 1 つとなります。しかしながら、多くの純粋持株会社は「小さな本社」を志向し、最小限の要員で運営していることが多く、リスク管理の旗振りにおいてもマンパワーや当該事業及びリスク管理の知見不足が問題になるケースが多い傾向にあります。この点を踏まえたリスク管理の取組のポイントについて解説します。

(1) 基本方針の策定

企業集団のリスク管理においては、グループ共通のリスク管理ガイドラインを定め、リスク管理の目的や適用範囲、純粋持株会社及びグループ各社の役割・権限、最低限整備すべきポイント等の基本方針を明確化することが重要です。ガイドラインの導入に際しては、まずは主要なグループ会社から導入し、取組の定着を図った上で、順次他のグループ会社に展開し、底上げしていくことが効率的です。

(2) 推進体制

純粋持株会社体制下におけるリスク管理の推進体制として、持株会社の主管部門が一元的に管理する方法と、グループ各社に推進部門（推進者）を置き、分散管理する方法の 2 つが考えられます。事業会社の数や規模が小さい企業集団のケースであれば前者もありえますが、一定規模以上の企業集団や、事業会社の業種が多様な場合は、上記のとおり純粋持株会社のマンパワーや知見に関する問題もあるため、後者の方が実効性が高いといえます。

具体的な方法としては、純粋持株会社の所管部門に事務局統括機能のみではなく、各事業会社の推進部門（推進者）への指導・支援機能を（1）のガイドラインなどで明確化します。

(3) リスクの洗い出し・評価

グループとしてのリスクを漏れなく把握するために、実効的なリスクの洗い出し・評価を行うことが不可欠です。特にグループ各社の事業特性に必ずしも精通していない純粋持株会社のみでのリスクの洗い出し・評価には限界があります。このため、グループ各社の推進者はもちろんのこと、事業に精通した実務者クラスを巻き込んで実践することが重要です。例えば、リスク抽出に関するアンケートを実施したり、当該アンケートをもとに、純粋持株会社の主管部門やグループ各社の推進部門（推進者）から、事業部門にヒアリングを行うといった方法が考えられます。

(4) モニタリング

リスク管理の実効性を確保するためには、立案したリスク対策への取組状況等をモニタリングすることが重要です。自社の取組のモニタリングは、まずは自社で実施することが原則ですが、持株会社にはモニタリング結果を把握し、必要に応じて是正を要請する役割が求められます。事業持株会社であれば、子会社を所管する事業部門が一般的にこの役割を担います。しかし、純粋持株会社には、事業ごとの所管部門や、人的資源が不足していることが多いので、モニタリング項目や評価基準を提示するなどの方法により、グループ各社におけるモニタリングがより精緻に行われるよう旗振りをしていく必要があります。

(5) 教育・研修

リスク管理の取組を向上させるためには、役職員への教育を継続的に行うことが重要です。しかしながら、純粋持株会社の主管部門が講師となってグループ各社の推進部門（推進者）や、その他の役職員に対して実効性のある教育・研修を行うことは容易ではありません。そこで、各社の推進者を講師として養成し各社ごとに研修を実施する、純粋持株会社からは研修ツールを提供し運営はグループ各社にゆだねる、といった方法をとることが各社の自立を促す意味でも重要です。

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 (CSR・法務グループ)
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

<CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

<内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2014